

随意契約による市有地の売却

申 込 要 領

令和6年8月

相生市 財務部 財政課

随意契約による市有地の売却について（申込要領）

相 生 市

1 売却方法

購入希望者に対し、申込先着順に別表の価格で売却します。

2 購入申込者の資格

どなたでも購入申込できます。ただし、次に該当する方は申込ができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方（未成年者、成年被後見人・被保佐人・民法第16条第1項の審判を受けた被補助人）及び破産者で復権を得ない方
- (2) 反社会活動のために利用するなど公序良俗に反する用で使用しようとする方
- (3) 市税の滞納がある方

3 購入申込の手続き

購入申込書に次の(1)(2)の添付書類を添え、相生市 財務部 財政課 管財係（市役所 2号館 2階）に提出してください。

- (1) 個人の場合は住民税・固定資産税、法人の場合は法人市民税・固定資産税の納税証明書『過去2年度分』をご用意ください。

＜相生市の場合＞ 申請場所：相生市 徴収対策室（市役所 1号館 1階）

手 数 料：1 通 3 0 0 円

- (2) 次の場合に応じた添付書類

ア 個人が購入申込する場合は、住民票及び印鑑証明書（3か月以内のもの）

イ 法人が購入申込する場合は、法人の商業登記簿抄・謄本及び印鑑証明書（3か月以内のもの）

ウ 代理人を通して購入申込する場合は、委任状

エ 2人以上の方が共同で購入しようとする場合は、共同購入者の人間関係や持分を明らかにした共同購入者持分内訳書に、共同購入者全員の住民票（個人番号の記載がないもの）、印鑑証明書（3か月以内のもの）及び代表者以外の方全員の委任状

4 購入申込書の記入にあたっての注意事項

- (1) 申込者本人が契約名義人となります。
- (2) 購入申込書は、ペン又はボールペンを使用し、楷書で明確にご記入ください。
- (3) 購入申込書は、物件ごとに1枚使用してください。ただし、2筆以上の土地を一画地として購入する場合は、一画地とされた物件について1枚の購入申込書を使用してください。
- (4) 購入申込者欄には、住民基本台帳、印鑑証明書上の住所、氏名又は法人の商業登記簿上の名称、本店所在地をそれぞれに正確に記入し、記名押印してください。

代理人を通して購入申込するときは、本人の住所・氏名の他、代理人の住所・氏名を必ず併記してください。

5 売買契約の締結

- (1) 購入者は、土地売買契約締結の手続き時に、土地代金の全額または契約保証金（土地代金の1割）を納付してください。

契約保証金による場合は、契約の日から30日以内に残金（土地代金の9割）の納付を行ってください。残金（土地代金の9割）の納入があったとき、契約保証金を売買代金に充当いたします。
- (2) 契約書に必要な費用（収入印紙）は、購入者がご負担ください。
- (3) 土地代金の全額または契約保証金（土地代金の1割）の納付日を契約日といたしますので、納付後速やかに、土地売買契約書2通（実印・代表者印及び会社印（法人の場合））を用いて署名捺印し、うち1通には収入印紙を貼り割印してください、土地代金の納付が確認できるもの（領収書）をご持参ください。
- (4) 契約の日から30日以内に土地代金全額の納付がない場合は、契約を破棄します。

6 契約上の特約

売買契約にあたっては、次の条件を付します。

- (1) 契約不適合責任
 - ア 市は売買物件を現状有姿で売買するものとし、購入者は、契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、相生市に対し、追完（補修）請求、売買代金の減免、損害賠償の請求及び契約の解除を行うことができません。
 - イ 購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、土地の引渡時から2年間に限り、契約不適合であることの補修のみ請求を行うことができます。
- (2) 禁止用途
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員が、その活動のために利用する等公序良俗に反する使用はできません。
 - イ 契約締結日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業に使用することはできません。
- (3) 違約金等
 - ア 上記（2）の禁止用途に違反した場合は売買代金の3割を、上記（2）に関する調査協力義務に違反した場合は売買代金の1割を、違約金として市に支払わなければなりません。
 - イ 上記（2）の禁止用途に違反した場合、市が買戻すことがあります。この場合、原状回復義務が課されます。

7 所有権移転登記手続等

- (1) 土地の所有権は、購入者が売買代金を完納した時に、相生市から購入者に移転します。

- (2) 所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後に、購入者が行ってください。
- (3) 所有権移転登記に要する登録免許税等の登記費用は、購入者にご負担ください。

8 その他

- (1) 都合により、売却を中止する場合があります。
- (2) 購入希望者は、本申込要領を熟読していただきますとともに、不明な点があれば相生市財政課管財係にお尋ねください。
- (3) 売買物件の引き渡しは現状有姿のまま行いますので、事前に現地確認のうえ購入申し込んでください。
- (4) 購入者に対して賦課される公租公課等は、購入者の負担といたします。

[担当部署]

〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号

相生市 財務部 財政課 管財係

TEL (0791) 23-7116 (直通)

FAX (0791) 23-2741

Eメール kanzai@city.aioi.lg.jp